

第 6 9 2 号
平成23年12月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	21	1
規 則	番号	頁数
・平成18年度改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	18	20
・平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	19	20
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	353	22
・放置自転車等の保管について	354	22
・放置自転車等の保管について	355	23
・放置自転車等の保管について	356	23
・放置自転車等の保管について	357	23
・放置自転車等の保管について	358	24
・放置自転車等の保管について	359	24
・公営企業の業務状況の公表について	360	25
・放置自転車等の保管について	361	56
・放置自転車等の保管について	362	56
・放置自転車等の保管について	363	56
・放置自転車等の保管について	364	57
・放置自転車等の保管について	365	57
・放置自転車等の保管について	366	57
・放置自転車等の保管について	367	58
・平成23年第2回天理市議会臨時会の招集について	368	58
・放置自転車等の保管について	369	58
・公示送達について	370	59
・放置自転車等の保管について	371	59
・放置自転車等の保管について	372	59
・放置自転車等の保管について	373	60
・放置自転車等の保管について	374	60
・放置自転車等の保管について	375	61
・地籍調査の実施について	376	61
・放置自転車等の保管について	377	61
・平成23年第4回天理市議会定例会の	378	62

招集について		
・公示送達について	379	62
・放置自転車等の保管について	380	62
・違反広告物の保管について	381	62
・放置自転車等の保管について	382	63
・放置自転車等の保管について	383	64
・放置自転車等の保管について	384	64
公 告	番号	頁数
・国土調査による地図及び簿冊の作成について	51	65
・一般国道24号改築工事及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線改築工事の事業認定申請書の縦覧について	52	65
・農用地利用集積計画について	53	66
・大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理審議会の委員の選挙期日について	54	66
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	16	66
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	13	66
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	57	66
・選挙権を有する者の直接請求に必要な選挙人の数について	58	67
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について	6	67
・天理市水道水源保護条例施行規程	11	70
・天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程	12	71
・天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程	13	74

条 例

(平成23年11月30日揭示済)

天理市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第21号

天理市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,000	185,800	232,900	281,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	234,800	284,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	236,700	286,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,600	191,200	238,500	288,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	239,200	279,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	210,800	248,000	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	216,500	254,300	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,800
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	468,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,600	431,500	468,600
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100

再任用 職員以 外の職 員	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	382,400	437,800	471,900
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	383,600	438,700	472,700
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	384,800	439,600	473,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	386,000	440,500	474,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	387,100	441,100	475,100
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	388,300	441,900	475,800
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	389,500	442,600	476,600
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
	54	212,800	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
	55	213,900	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
	56	214,900	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
	58	216,400	276,300	324,800	366,600	383,500	410,500	454,000	
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
	66	224,900	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
	67	225,900	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
	70	227,700	288,900	334,800	374,200	391,200	418,100		
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,600		
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		

77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	
79	234,600	292,800	339,800	379,800	396,800	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	
86	239,700	294,800	343,200	383,900		
87	240,400	295,100	343,700	384,500		
88	241,100	295,500	344,200	385,100		
89	241,900	295,800	344,600	385,800		
90	242,400	296,200	345,100	386,400		
91	242,900	296,600	345,600	387,000		
92	243,400	297,000	346,100	387,600		
93	243,700	297,100	346,300	388,300		
94		297,500	346,800			
95		297,900	347,300			
96		298,300	347,800			
97		298,500	347,900			
98		298,900	348,400			
99		299,300	348,900			
100		299,700	349,400			
101		299,900	349,700			
102		300,300	350,100			
103		300,700	350,500			
104		301,100	350,900			
105		301,300	351,400			
106		301,600	351,800			
107		302,000	352,200			
108		302,400	352,600			
109		302,600	353,100			
110		303,000	353,500			
111		303,400	353,900			
112		303,700	354,200			
113		303,800	354,700			
114		304,200				
115		304,600				
116		305,000				

	117		305,200						
	118		305,500						
	119		305,800						
	120		306,100						
	121		306,500						
	122		306,800						
	123		307,100						
	124		307,400						
	125		307,800						
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	385,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600
	2	150,300	166,500	288,700
	3	151,800	168,600	291,800
	4	153,300	170,700	294,900
	5	154,800	172,800	297,600
	6	156,800	175,000	300,700
	7	158,600	177,200	303,800
	8	160,400	179,400	306,900
	9	162,200	181,700	309,900
	10	164,300	184,500	312,800
	11	166,300	187,200	315,700
	12	168,300	189,900	318,600
	13	170,300	192,800	321,400
	14	172,500	194,500	323,700
	15	174,700	196,200	326,000
	16	176,900	197,900	328,300
	17	179,200	199,700	330,600
	18	181,800	201,400	332,900
	19	184,300	203,100	335,200
	20	186,800	204,800	337,500
	21	189,300	206,600	339,800
	22	191,000	208,500	342,100
	23	192,700	210,400	344,400
	24	194,400	212,300	346,700
	25	195,900	214,000	348,900
	26	197,500	216,000	350,800
	27	199,100	218,000	352,700
	28	200,700	220,000	354,600
	29	202,400	221,900	356,500
	30	204,100	224,600	358,400
	31	205,800	227,300	360,200
	32	207,500	230,000	362,100
	33	209,000	232,800	363,900
	34	210,700	235,700	365,700
	35	212,400	238,600	367,500
	36	214,100	241,500	369,300

	37	215,700	244,300	371,200
	38	217,400	247,100	372,800
	39	219,100	249,900	374,400
	40	220,800	252,700	376,000
	41	222,600	255,500	377,400
	42	224,400	258,100	378,900
	43	226,200	260,700	380,400
	44	228,000	263,300	381,900
	45	229,900	265,700	383,500
	46	231,600	268,300	385,100
	47	233,300	270,800	386,700
	48	235,000	273,300	388,300
	49	236,700	275,800	389,800
	50	238,400	278,400	391,300
	51	240,100	281,000	392,800
	52	241,800	283,600	394,300
	53	243,100	286,100	395,500
	54	244,800	288,700	396,800
	55	246,400	291,200	397,900
	56	248,100	293,700	399,100
	57	249,600	296,000	400,600
	58	251,100	298,700	401,800
	59	252,600	301,400	403,100
	60	254,100	304,100	404,400
	61	255,700	306,800	406,700
	62	257,200	309,100	408,800
	63	258,700	311,600	409,200
	64	260,100	314,100	409,600
	65	261,400	316,500	410,800
	66	263,000	318,700	411,900
	67	264,600	320,900	413,100
	68	266,100	323,100	414,300
	69	267,800	325,400	415,300
	70	269,300	327,600	416,500
	71	270,800	329,800	417,700
	72	272,300	331,900	418,900
	73	273,600	334,100	419,800
再任用	74	274,900	336,300	420,600
職員以	75	276,200	338,500	421,400
外の職	76	277,500	340,700	422,200
員				

77	279,900	342,700	422,900
78	280,100	344,600	423,700
79	281,300	346,500	424,500
80	282,500	348,400	425,300
81	283,800	350,200	426,100
82	285,000	352,000	426,800
83	286,200	353,800	427,400
84	287,400	355,600	428,100
85	288,500	357,100	428,800
86	289,500	358,800	429,500
87	290,500	360,500	430,200
88	291,500	362,100	430,900
89	292,600	363,800	431,600
90	293,500	365,100	432,300
91	294,400	366,500	433,000
92	295,300	367,900	433,700
93	295,800	369,400	434,200
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,300	
98	299,900	375,300	
99	300,700	376,300	
100	301,500	377,300	
101	302,400	378,400	
102	302,900	379,400	
103	303,400	380,400	
104	303,900	381,400	
105	304,100	382,300	
106	304,500	383,200	
107	304,800	384,100	
108	305,100	385,100	
109	305,300	386,000	
110	305,600	387,000	
111	305,900	388,000	
112	306,200	389,000	
113	306,400	389,600	
114	306,600	390,500	
115	306,800	391,400	
116	307,100	392,300	

	117	307,400	393,200	
	118	307,700	394,000	
	119	308,000	394,800	
	120	308,300	395,600	
	121	308,400	396,300	
	122	308,700	397,100	
	123	309,000	397,900	
	124	309,300	398,700	
	125	309,500	399,400	
	126		400,100	
	127		400,800	
	128		401,500	
	129		402,200	
	130		402,900	
	131		403,600	
	132		404,300	
	133		404,600	
	134		405,200	
	135		405,800	
	136		406,400	
	137		406,800	
	138		407,400	
	139		408,000	
	140		408,600	
	141		409,000	
	142		409,600	
	143		410,200	
	144		410,800	
	145		411,200	
	146		411,800	
	147		412,400	
	148		413,000	
	149		413,400	
再任用 職員		225,200	274,200	328,600

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、教諭、養護教諭、助教諭及びこれらに準ずる職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800

再任用 職員以 外の職 員	37	197,500	238,400	273,200	305,200	353,600
	38	198,800	239,000	274,900	306,900	355,300
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800
	69	230,600	280,300	319,100	341,900	384,300
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600

79	237,500	268,700	325,000	347,300	390,200
80	238,100	269,300	325,500	347,800	390,800
81	238,600	269,800	326,100	348,200	391,500
82	239,000	269,500	326,600	348,600	392,100
83	239,400	291,400	327,100	349,000	392,700
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000
86		291,800	328,500	350,300	
87		292,100	328,800	350,700	
88		292,300	329,200	351,100	
89		292,700	329,600	351,500	
90		292,900	330,000	351,900	
91		293,100	330,400	352,300	
92		293,300	330,800	352,600	
93		293,700	331,300	353,000	
94		293,900	331,600	353,400	
95		294,100	332,000	353,800	
96		294,400	332,400	354,100	
97		294,800	332,800	354,600	
98		295,100	333,000	355,000	
99		295,400	333,400	355,400	
100		295,700	333,800	355,800	
101		296,000	334,000	356,300	
102		296,300	334,400	356,700	
103		296,600	334,800	357,100	
104		296,900	335,000	357,500	
105		297,200	335,100	358,000	
106			335,500		
107			335,900		
108			336,300		
109			336,500		
110			336,900		
111			337,300		
112			337,700		
113			337,900		
再任用 職員	180,800	213,500	245,700	259,300	285,500

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員
で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,400	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600

36	210.700	239.400	280.700	308.300	346.400	402.400
37	212.100	240.700	282.300	309.900	348.100	404.000
38	213.500	242.000	283.800	311.500	349.700	405.800
39	214.900	243.300	285.300	313.100	351.300	407.600
40	216.300	244.600	286.800	314.700	352.900	409.400
41	217.500	246.600	288.400	316.300	354.100	411.000
42	218.900	246.900	290.000	317.800	355.600	412.700
43	220.300	248.100	291.600	319.300	357.100	414.400
44	221.700	249.400	293.200	320.800	358.600	416.000
45	223.100	250.600	294.600	322.100	360.200	417.500
46	224.600	252.000	296.100	323.500	361.400	419.100
47	226.100	253.400	297.600	324.900	362.900	420.600
48	227.600	254.800	299.100	326.400	364.200	422.200
49	228.900	256.200	300.500	327.700	365.600	423.800
50	230.300	257.700	301.900	329.100	367.000	425.400
51	231.700	259.100	303.300	330.400	368.400	427.000
52	233.100	260.500	304.700	331.800	369.800	428.600
53	234.400	262.000	306.200	333.200	371.300	430.100
54	235.700	263.600	307.600	334.600	372.500	431.600
55	237.000	265.200	309.000	336.000	373.700	433.100
56	238.300	266.700	310.400	337.400	374.900	434.600
57	239.500	268.300	311.600	338.300	376.000	435.700
58	240.800	269.900	312.900	339.600	377.000	436.600
59	242.000	271.500	314.200	340.800	378.000	437.500
60	243.300	273.100	315.600	342.100	379.000	438.400
61	244.500	274.700	316.800	343.300	379.700	439.300
62	245.800	276.200	318.100	344.300	380.500	440.200
63	247.100	277.700	319.400	345.600	381.300	441.100
64	248.400	279.200	320.700	346.900	382.100	442.000
65	249.600	280.800	322.000	348.000	383.000	442.900
66	250.900	282.300	323.300	349.200	383.800	443.700
67	252.300	283.800	324.600	350.400	384.600	444.500
68	253.700	285.300	325.900	351.500	385.400	445.300
69	254.800	286.600	326.700	352.500	386.200	446.100
70	256.100	288.100	327.800	353.600	386.900	
71	257.400	289.600	328.900	354.700	387.600	
72	258.700	291.100	329.800	355.800	388.300	
73	260.100	292.400	331.100	356.700	389.000	
74	261.400	293.800	331.900	357.800	389.600	
75	262.700	295.200	333.100	358.900	390.200	
76	264.000	296.600	334.300	360.000	390.800	

再任用 職員以 外の職 員	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200
	78	266,300	299,400	336,600	361,000	391,800
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
	93	282,600	317,100	351,000	370,700	400,200
	94	283,600	317,800	352,300	371,200	
	95	284,600	318,500	353,000	371,700	
	96	285,600	319,100	353,700	372,200	
	97	286,500	319,800	354,200	372,800	
	98	287,300	320,200	354,700	373,300	
	99	288,100	320,900	355,200	373,800	
	100	289,000	321,600	355,700	374,300	
	101	289,800	322,000	356,200	374,900	
	102	290,600	322,600	356,700	375,400	
	103	291,400	323,200	357,200	375,900	
	104	292,200	323,800	357,700	376,300	
	105	292,900	324,200	358,000	376,900	
	106	293,400	324,700	358,500	377,400	
	107	293,900	325,200	359,000	377,900	
	108	294,400	325,700	359,500	378,400	
	109	294,600	326,100	360,000	379,000	
	110	295,000	326,500	360,500	379,500	
	111	295,200	326,900	361,000	380,000	
	112	295,600	327,300	361,500	380,500	
	113	295,900	327,700	362,000	381,100	
	114	296,200	328,100	362,500		
	115	296,600	328,500	363,000		
	116	296,900	328,800	363,400		

117	297,200	329,100	343,800
118	297,500	329,500	344,300
119	297,800	329,900	344,800
120	298,200	330,300	345,300
121	298,500	330,500	345,700
122	298,900	330,900	346,200
123	299,300	331,300	346,700
124	299,700	331,700	347,200
125	299,900	331,900	347,400
126	300,200	332,200	
127	300,600	332,600	
128	301,000	332,900	
129	301,200	333,000	
130	301,600	333,400	
131	302,000	333,800	
132	302,400	334,200	
133	302,600	334,500	
134	303,000	334,900	
135	303,400	335,300	
136	303,800	335,700	
137	304,000	336,000	
138	304,300	336,400	
139	304,700	336,800	
140	305,100	337,200	
141	305,300	337,500	
142	305,700	337,900	
143	306,100	338,300	
144	306,400	338,700	
145	306,500	339,000	
146	306,900	339,400	
147	307,300	339,800	
148	307,700	340,200	
149	307,900	340,500	
150	308,200	340,900	
151	308,600	341,300	
152	308,800	341,700	
153	309,200	342,000	
154	309,500		
155	309,700		
156	310,000		
157	310,400		

	158	310,700					
	159	311,000					
	160	311,300					
	161	311,700					
	162	312,000					
	163	312,300					
	164	312,600					
	165	313,000					
	166	313,300					
	167	313,600					
	168	313,900					
	169	314,300					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月天理市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第24条第1項から第3項まで若しくは第6項、附則第9項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成9年3月天理市条例第3号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外のもの又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（附則第9項の規定の適用を受けず、かつ、天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月天理市条例第5号）附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。））にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和55年3月天理市条例第1号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで

	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から96号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
医療職給料表（2）	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
医療職給料表（3）	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から92号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から20号給まで

（2）平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その他）

3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

規 則

（平成23年11月30日揭示済）

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第18号

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号から第3号まで、同項第4号ア及びイ並びに第5条第1項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年11月30日揭示済）

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第19号

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第1条 天理市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年11月天理市条例第21号。以下「改正条例」という。)附則第2項第1号の任用の事情を考慮して市長が定めるものは、平成23年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)第20条第1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(天理市一般職の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第23条に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

(1) 企業職員(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の適用を受ける職員をいう。)

(2) 特別職に属する職員

(3) 国家公務員

(4) 他の地方公共団体の職員

2 改正条例附則第2項第1号の市長が定める日は、平成23年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(同項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第2条 改正条例附則第2項第1号の市長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特別法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))又は育児短時間勤務等期間(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)

(3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)第21条、天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月天理市条例第3号)第15条第3項若しくは第16条第3項若しくは家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例(平成13年3月天理市条例第17号)第10条第1項の規定により給与を減額された期間又は法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 条例第12条の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第2項第1号の市長が定める月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額(以下「附則第2項第1号基礎額」という。)に満たないもの

(改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第3条 改正条例附則第2項第2号の任用の事情を考慮して市長が定めるものは、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の職員とする。

(端数計算)

第4条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたと

きは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の廃止)

2 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則(平成22年11月天理市規則第31号)は、廃止する。

告 示

(平成23年11月7日揭示済)

天理市告示第353号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年11月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月7日から平成23年1月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年11月7日揭示済)

天理市告示第354号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成23年11月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成23年10月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月7日から平成24年5月7日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭

和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話0743-63-7210

天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年11月8日揭示済)

天理市告示第355号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月8日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年11月8日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月8日から平成24年1月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年11月9日揭示済)

天理市告示第356号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年11月9日

3 移動対象区域

天理市長柄町2086番地1先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月9日から平成24年1月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年11月9日揭示済)

天理市告示第357号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月9日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町220番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月9日から平成24年1月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月10日揭示済)

天理市告示第358号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月10日から平成24年1月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月11日揭示済)

天理市告示第359号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年11月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月11日から平成24年1月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年11月14日揭示済)

天理市告示第360号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成23年4月1日から平成23年9月30日までににおける本市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成23年11月14日

天理市長 南 佳 策

平成23年度上半期天理市立病院事業報告書

(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

1. 事業の概況

平成23年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は 14,361 人、外来患者数は 36,370 人となり、患者数合計は 50,731 人で、前年同期に比べ 3,826 人(7.0 %)の減少となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額 987,054,975 円に対して支出総額は873,830,063 円となっており、上半期終了時点では、113,224,912 円の当期純利益の計上となりました。

今後は、事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、医療サービスの一層の充実を計る所存であります。

2. 議会議決事項

(イ)平成22年度天理市立病院事業会計決算認定について (平成23年9月21日認定)

3. 職員に関する事項

(平成23年9月30日現在)

事務職員 (人)	技術職員 (人)	技能職員 (人)	計 (人)
9	95	5	109

4. 業務に関する事項
 (1) 入院延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	1,471 人	1,513 人	1,476 人	1,327 人	1,109 人	1,036 人	7,932 人
人工透析内科	132	96	143	98	201	91	761
外 科	436	360	278	271	272	262	1,879
整 形 外 科	403	472	321	365	332	334	2,227
小 児 科	16	20	2	49	59	26	172
産 婦 人 科	149	170	122	293	343	190	1,267
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻いんこう科	14	30	22	15	25	17	123
計	2,621	2,661	2,364	2,418	2,341	1,956	14,361
前年同期	2,536	2,424	2,705	3,057	2,899	2,574	16,195
増 減	85	237	△ 341	△ 639	△ 558	△ 618	△ 1834
対前年同期比	103.4 %	109.8 %	87.4 %	79.1 %	80.8 %	76.0 %	88.7 %

(2) 外来延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	2,840 人	2,996 人	3,221 人	3,071 人	3,044 人	3,055 人	18,227 人
人工透析内科	325	326	312	366	353	362	2,044
外 科	361	421	423	418	467	462	2,552
整 形 外 科	824	773	789	886	817	735	4,824
小 児 科	212	195	172	136	160	150	1,025
産 婦 人 科	520	469	623	604	522	578	3,316
眼 科	275	292	316	319	300	275	1,777
耳鼻いんこう科	525	434	419	422	391	414	2,605
計	5,882	5,906	6,275	6,222	6,054	6,031	36,370
前年同期	5,984	6,276	6,809	6,787	6,129	6,377	38,362
増 減	△ 102	△ 370	△ 534	△ 565	△ 75	△ 346	△ 1,992
対前年同期比	98.3 %	94.1 %	92.2 %	91.7 %	98.8 %	94.6 %	94.8 %

(3)事業収支に関する事項
収 入

科 目	平成23年度上半期 (円)	平成22年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業収益	987,054,975	1,031,941,296	△ 44,886,321	95.7
1. 医業収益	892,974,349	937,118,106	△ 44,143,757	95.3
2. 医業外収益	94,080,626	94,823,190	△ 742,564	99.2
3. 特別利益	0	0	0	—

支 出

科 目	平成23年度上半期 (円)	平成22年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業費用	873,830,063	914,154,767	△ 40,324,704	95.6
1. 医業費用	861,859,665	901,601,639	△ 39,741,974	95.6
2. 医業外費用	11,970,398	12,534,537	△ 564,139	95.5
3. 特別損失	0	18,591	△ 18,591	—

(消費税及び地方消費税抜)

5. 経理の状況

(1)上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア)収益的収入及び支出

収 入

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
病院事業収益	1,956,539,000	989,862,337	966,676,663
1. 医業収益	1,848,207,000	895,726,203	952,480,797
2. 医業外収益	108,331,000	94,136,134	14,194,866
3. 特別利益	1,000	0	1,000

支 出

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
病院事業費用	1,956,539,000	885,623,339	1,070,915,661
1. 医業費用	1,911,244,000	873,634,623	1,037,609,377
2. 医業外費用	43,429,000	11,988,716	31,440,284
3. 特別損失	1,566,000	0	1,566,000
4. 予備費	300,000	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ)資本的收入及び支出

収 入

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
資本的收入	47,885,000	18,774,296	29,110,704
1. 企業債	11,000,000	0	11,000,000
2. 補助金	36,883,000	18,774,296	18,108,704
3. 固定資産売却代金	1,000	0	1,000
4. 寄附金	1,000	0	1,000

支 出

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
資本的支出	77,189,000	31,721,939	45,467,061
1. 建設改良費	15,015,000	-	15,015,000
2. 企業債償還金	61,974,000	31,721,939	30,252,061
3. 予備費	200,000	0	200,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2)平成23年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企 業 債

内 訳	用 途	病 院 事 業 (円)
発 行 総 額		916,000,000
償 還 高	上 半 期 償 還 高	31,721,939
	償 還 高 累 計	475,467,314
未 償 還 残 高		440,532,686

平成23年度天理市立病院事業損益計算書

(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで) (単位 円)

1 医 業 収 益			
(1)入院収益	367,453,540		
(2)外来収益	306,471,873		
(3)その他医業収益	<u>219,048,936</u>	892,974,349	
2 医 業 費 用			
(1)給与費	582,565,937		
(2)材料費	93,223,848		
(3)経費	150,987,097		
(4)減価償却費	33,995,000		
(5)資産減耗費	0		
(6)研究研修	1,087,783		
(7)臨床研修医負担金	<u>0</u>	861,859,665	
医 業 利 益			31,114,684
3 医業外収益			
(1)受取利息配当金	12,117		
(2)他会計補助金	92,133,320		
(3)他会計負担金	0		
(4)患者外給食収益	45,184		
(5)その他医業外収益	<u>1,890,005</u>	94,080,626	
4 医 業 外 費 用			
(1)支払利息及び 企業債取扱諸費	9,122,900		
(2)繰延勘定償却	0		
(3)患者外給食材料費	26,852		
(4)負担金	2,820,046		
(5)雑損失	0		
(6)雑支出	<u>600</u>	11,970,398	82,110,228
経 常 利 益			<u>113,224,912</u>
5 特 別 利 益			
(1)過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特 別 損 失			
(1)過年度損益修正損	0		
(2)その他特別損失	<u>0</u>	0	0
当期純利益			113,224,912
前年度繰越欠損金			<u>1,182,677,176</u>
当期未処理欠損金			<u>1,069,452,264</u>

平成23年度天理市立病院事業貸借対照表

(平成23年9月30日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

ア 土地		20,212,001	
イ 建物	1,933,397,123		
減価償却累計額	934,260,146	999,136,977	
ウ 構築物	105,021,759		
減価償却累計額	77,373,982	27,647,777	
エ 器械備品	901,818,366		
減価償却累計額	810,820,526	90,997,840	
オ 車両	5,725,600		
減価償却累計額	4,331,650	1,393,950	
有形固定資産合計		<u>1,139,388,545</u>	
固定資産合計			1,139,388,545

2 流 動 資 産

(1) 現金預金	83,583,797		
(2) 未収金	211,106,643		
(3) 有価証券	0		
(4) 貯蔵品	6,734,083		
(5) 前払金	1,150,000		
(6) 前渡金	0		
(7) その他流動資産	11,793,276		
流動資産合計			314,347,799

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税	7,537,644		
(2) 退職給与金	0		
繰延勘定合計		<u>7,537,644</u>	
資産合計		<u><u>1,461,273,988</u></u>	

負 債 の 部

4 固 定 負 債

(1) 退職給与引当金	2,113,640		
(2) 修繕引当金	43,450		
固定負債合計			2,157,090

5 流 動 負 債

(1) 一時借入金	300,000,000		
(2) 未払金	75,242,662		
(3) 前受金	0		
(4) 預り金	7,022,500		
(5) その他流動負債	2,807,362		
流動負債合計		<u>385,072,524</u>	
負債合計			<u>387,229,614</u>

資 本 の 部		
6 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	183,491,750	
(2) 借 入 資 本 金		
ア 企 業 債	<u>440,532,686</u>	
借入資本金合計	<u>440,532,686</u>	624,024,436
資 本 金 合 計		
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 受贈財産評価額	0	
イ 補 助 金	1,516,272,202	
ウ 寄 付 金	<u>3,200,000</u>	
資 本 剰 余 金 合 計	1,519,472,202	
(2) 欠 損 金		
ア 前年度繰越欠損金	1,182,677,176	
イ 当期純利益	<u>113,224,912</u>	
欠 損 金 合 計	<u>1,069,452,264</u>	
剰 余 金 合 計		450,019,938
資 本 合 計		<u>1,074,044,374</u>
負 債 資 本 合 計		<u>1,461,273,988</u>

収益的収支に係る予算の執行状況調

平成23年9月30日現在

平成23年6月30日現在																		
科目	上 半 期			(前年度)			比 較			上 半 期			(前年度)			比 較		
	予算額	執行額	執行率	前年度執行額	増△減	比率	執行額	前年度執行額	増△減	比率	予算額	執行額	執行率	前年度執行額	増△減	比率		
	千円	円	%	円	円	%	円	円	円	%	千円	円	%	円	円	%		
入取収益	895,648	367,463,346	41.0	425,105,932	△ 57,637,583	89.4	367,463,346	425,098,168	△ 57,634,822	89.4								
外取収益	652,209	308,477,245	47.0	313,351,457	△ 5,874,212	97.8	308,471,873	313,341,787	△ 4,869,914	97.8								
その他取収益	309,558	221,786,699	73.8	201,314,948	20,471,751	110.2	219,048,036	198,096,151	20,951,885	110.2								
受取利息配当金	49	12,117	24.7	39,302	△ 18,185	40.0	12,117	39,302	△ 18,185	40.0								
他会計補助金	99,214	92,133,320	92.9	92,709,099	△ 575,779	99.4	92,133,320	92,709,099	△ 575,779	99.4								
他会計負担金	1	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
恩恵外給食収益	725	47,440	4.5	66,339	△ 18,899	71.5	45,184	63,173	△ 17,989	71.5								
その他取外収益	8,341	1,943,257	23.3	2,079,689	△ 136,432	93.4	1,890,005	2,029,655	△ 139,650	93.5								
酒税配当付金	1	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
特別利益	1	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
収益合計	1,956,539	989,882,337	50.6	1,034,659,709	△ 44,787,372	85.7	987,654,975	1,031,641,390	△ 44,006,415	95.7								
給与費	1,235,895	582,740,643	47.2	585,728,089	△ 2,987,446	99.3	582,565,837	589,538,633	△ 6,972,796	98.3								
材料費	269,157	97,842,659	36.4	119,961,277	△ 22,118,618	81.6	93,223,848	114,200,909	△ 20,977,061	81.6								
研費	333,433	157,894,236	47.4	167,283,792	△ 9,389,556	94.4	150,967,667	159,661,138	△ 8,693,471	94.4								
減価償却費	68,028	33,995,090	50.0	39,728,099	△ 5,733,009	85.6	33,995,090	39,728,099	△ 5,733,009	85.6								
管理費	2,093	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
研究開発費	2,793	1,142,165	41.4	1,209,639	△ 67,474	95.1	1,087,783	1,143,474	△ 55,691	95.1								
臨床研究開発費	1	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
主として利益の企業活動費	22,136	9,122,960	41.2	9,789,056	△ 666,096	93.2	9,122,960	9,789,056	△ 666,096	93.2								
固定資産減価	2,292	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
恩恵外給食材料費	313	28,194	9.0	29,592	△ 1,398	95.3	28,852	28,185	△ 667	95.3								
負担金	15,173	2,830,962	18.7	2,686,945	144,017	105.6	2,820,846	2,669,422	151,424	105.6								
雑損失	2	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
雑支出	1	630	63.0	47,680	△ 47,050	-	600	47,680	△ 47,080	-								
消費税	3,512	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
特別損失	1,566	0	0.0	19,520	△ 19,520	-	0	18,591	△ 18,591	-								
予備費	360	0	0.0	0	0	-	0	0	0	-								
費用合計	1,956,539	885,823,339	45.3	927,455,464	△ 41,632,145	95.5	873,830,063	914,154,767	△ 40,324,704	95.6								
					0													
純利益		104,059,008		107,204,245			113,824,912	117,786,529										

平成23年度上半期天理市水道事業報告書

(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ64戸(0.3%)増加の23,039戸となりましたが、給水人口は、377人(0.5%)減少の68,840人となりました。また、有収水量も一般家庭の節水型家電の浸透、節水意識の向上等により、12,459㎥(0.3%)減少の4,709,751㎥となりました。

(建設改良)

建設改良工事としては、別所町・三島町地内での耐震補強基幹管路改良工事等市内数箇所配水管の新設・改良工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が回復したこと等により、給水収益が前年同期に比べ21,270,300円(1.8%)増加の1,197,463,275円となりましたが、受託工事収益が10,377,100円減少し、当期収入合計は、前年同期に比べ4,910,115円(0.4%)増加の1,225,387,488円となりました。一方費用は、減価償却費等が増加しましたが、受託工事費、受水費、職員給与費等が減少したことにより、前年同期に比べ113,231,764円(9.5%)減少の1,076,714,216円となりました。この結果、上半期の損益収支は、148,673,272円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定 例 第 2 回	報 告 第 3 号	平成22年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	H23. 06. 10
定 例 第 3 回	認定案第9号	平成22年度天理市水道事業会計決算認定について	H23. 09. 21

(3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

(4) 職員に関する事項

平成23年9月30日現在(単位:人)

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	嘱託	計
職員数	14	16	4	1	35

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額100万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備 考
(機械及び装置)		
豊井浄水場 原水濁度計設置工事	1,575,000	
(配水管新設工事費)		
標本町地内 φ75mm配水管布設工事	8,875,650	
柳本町地内 φ50mm配水管布設工事	1,921,500	
田部町地内 φ75mm配水管布設工事	1,289,400	
(配水管改良工事費)		
川原城町地内 φ100mm配水管改良工事	2,310,000	
(22年度繰越 配水管改良工事費)		
別所町・三島町地内 耐震補強基幹管路改良工事(6)	46,075,050	
萱生町地内 都市水環境整備事業污水管布設工事 (特第1.21工区)に伴う水道管移設工事及び改良工事	3,505,950	
福住町地内 受託単独道路改良事業に伴う水管橋移 設工事	2,430,750	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	68,840	69,217	△ 377	99.5
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,039	22,975	64	100.3
上 半 期 配 水 量 (㎡)	4,850,882	4,915,661	△ 64,779	98.7
上 半 期 有 収 水 量 (㎡)	4,709,751	4,722,210	△ 12,459	99.7
上 半 期 有 収 水 量 率 (%) (上半期有収水量/上半期配水量)	97.1	96.1	1.0 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,225,387,488	1,220,477,373	4,910,115	100.4
営 業 収 益	1,221,846,526	1,216,508,962	5,337,564	100.4
営 業 外 収 益	3,540,962	3,968,411	△ 427,449	89.2
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	1,076,714,216 31,896,000	1,189,945,980 87,605,858	△ 113,231,764 △ 55,709,858	90.5 36.4
営 業 費 用 (うち、繰越分)	1,003,345,257 31,896,000	1,111,279,107 87,605,858	△ 107,933,850 △ 55,709,858	90.3 36.4
営 業 外 費 用	73,367,969	78,666,873	△ 5,298,904	93.3
特 別 損 失	990	0	990	—
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水 道 事 業 収 益	2,416,496,000	1,275,215,751	1,141,280,249
	営 業 収 益	2,403,503,000	1,271,659,445	1,131,843,555
	営 業 外 収 益	12,982,000	3,556,306	9,425,694
	特 別 利 益	11,000	0	11,000
支 出	水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	2,429,607,800 33,490,800	1,101,822,187 33,490,800	1,327,785,613 0
	営 業 費 用 (うち、繰越分)	2,241,300,800 33,490,800	1,028,453,179 33,490,800	1,212,847,621 0
	営 業 外 費 用	183,780,000	73,367,969	110,412,031
	特 別 損 失	3,527,000	1,039	3,525,961
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水 道 事 業 資 本 的 収 入	354,125,000	29,479,750	324,645,250
	負 担 金	14,709,000	0	14,709,000
	分 担 金	34,844,000	24,228,750	10,615,250
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補 助 金	10,502,000	5,251,000	5,251,000
	投 資 債 還 金	294,060,000	0	294,060,000
支 出	水 道 事 業 資 本 的 支 出 (うち、繰越分)	1,176,576,200 47,803,200	216,820,536 23,271,900	959,755,664 24,531,300
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	565,820,200 47,803,200	62,732,324 23,271,900	503,087,876 24,531,300
	企 業 債 償 還 金	310,756,000	154,088,212	156,667,788
	投 資	300,000,000	0	300,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
4,488,934,498	0	154,088,212	4,334,846,286

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成23年度上半期天理市水道事業損益計算書

(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,197,463,275		
(2) 受託工事収益	23,509,000		
(3) その他営業収益	<u>874,251</u>	1,221,846,526	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	444,485,968		
(2) 配水及び給水費	64,481,205		
(3) 受託工事費	33,582,028		
(4) 総保費	100,737,343		
(5) 減価償却費	360,057,500		
(6) 資産減耗費	774		
(7) その他営業費用	<u>439</u>	<u>1,003,345,257</u>	
営業利益			218,501,269
3 営業外収益			
(1) 受取利息	303,413		
(2) 他会計補助金	2,930,000		
(3) 雑収益	<u>307,549</u>	3,540,962	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	73,367,969		
(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>73,367,969</u>	<u>△ 69,827,007</u>
経常利益			148,674,262
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>990</u>	<u>990</u>	<u>△ 990</u>
当期純利益			148,673,272
前年度繰越利益剰余金			<u>111,072,903</u>
当期末処分利益剰余金			<u>259,746,175</u>

平成23年度上半期天理市水道事業貸借対照表

(平成23年9月30日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275,477
ロ 建 物	1,389,688,954	
減価償却累計額	<u>446,180,210</u>	943,508,744
ハ 構 築 物	20,217,467,400	
減価償却累計額	<u>9,034,871,602</u>	11,182,595,798
ニ 機 械 及 び 装 置	4,901,866,615	
減価償却累計額	<u>3,516,152,710</u>	1,385,713,905
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	27,214,573	
減価償却累計額	<u>23,383,798</u>	3,830,775
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	94,798,687	
減価償却累計額	<u>73,685,793</u>	21,112,894
ト 量 水 器	78,603,782	
減価償却累計額	<u>38,736,734</u>	39,867,048
チ 建 設 仮 勘 定		<u>109,508,676</u>
有形固定資産合計		14,207,413,317

(2) 投 資

イ 投資有価証券	789,992,000	
投 資 合 計		<u>789,992,000</u>
固 定 資 産 合 計		14,997,405,317

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	1,851,810,942
(2) 未 収 金	317,130,336
(3) 有 価 証 券	0
(4) 貯 蔵 品	7,145,296
(5) その他流動資産	<u>45,786,531</u>
流 動 資 産 合 計	2,221,873,105
資 産 合 計	<u>17,219,278,422</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金	601,185,174	
(2) 修繕引当金	<u>359,721,311</u>	
固定負債合計		960,906,485

4 流動負債

(1) 未払金	99,796,986	
(2) 前受金	7,596,750	
(3) 預り金	125,789,174	
(4) その他流動負債	<u>50,982,013</u>	
流動負債合計		<u>284,164,923</u>
負債合計		1,245,071,408

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金	4,637,126,290	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	4,334,846,286	
借入資本金合計	<u>4,334,846,286</u>	
資本金合計		8,971,972,576

6 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	47,568,498	
ロ 工事負担金	2,270,865,985	
ハ 分担金	1,931,250,063	
ニ 補助金	947,403,797	
ホ 寄付金	<u>1,495,399,920</u>	
資本剰余金合計		6,692,488,263
(2) 利益剰余金		
イ 減価積立金	50,000,000	
ロ 当期末処分利益剰余金	<u>259,746,175</u>	
利益剰余金合計		<u>309,746,175</u>
剰余金合計		<u>7,002,234,438</u>
資本合計		<u>15,974,207,014</u>
負債資本合計		<u>17,219,278,422</u>

収益的収支に係る予算の執行状況調

橋梁収支 (水道事業会計)

平成23年9月30日現在

科 目	予 算 額 円	上 半 期 (税 込 額)		前年度執行額 円	比 較		上 半 期 (税 込 額)	前年度執行額 円	比 較	
		執 行 額 円	執行率 %		増 減 円	比 率 %			増 減 円	比 率 %
給 水 収 益	2,388,201,000	1,247,189,489	52.2	1,225,447,590	21,741,899	101.8	1,197,483,275	1,176,192,975	21,270,300	101.8
受託工事収益	12,898,000	23,995,799	185.8	23,009,150	△ 10,343,450	89.5	23,999,099	33,886,100	△ 10,377,100	89.4
その他営業収益	2,804,000	874,258	31.2	8,429,899	△ 5,555,633	13.6	874,251	8,429,899	△ 5,555,636	13.6
受 取 利 息	8,582,000	303,413	4.8	352,870	△ 49,453	88.0	303,413	352,870	△ 49,453	88.0
借 入 金 利 補 助 金	6,198,000	2,930,099	47.3	3,252,099	△ 322,000	90.1	2,930,099	3,252,099	△ 322,000	90.1
雑 収 益	208,000	322,893	158.7	381,203	△ 58,310	84.7	307,549	383,535	△ 55,986	84.6
固定資産売却益	19,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0	—
過年度損益修正益	1,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0	—
収 益 合 計	2,416,498,000	1,275,215,751	52.8	1,269,802,678	5,413,073	100.4	1,225,387,488	1,226,477,372	4,910,115	100.4
配水及び浄水費	982,007,000	495,040,945	47.4	501,093,542	△ 38,052,497	92.8	444,405,999	478,778,050	△ 34,292,050	92.8
配水及び給水費	190,879,000	66,022,838	34.6	68,489,807	△ 2,467,171	98.4	64,481,295	87,218,887	△ 2,737,682	96.9
受託工事費	52,785,000	35,944,828	68.4	100,299,583	△ 85,254,755	34.9	33,582,028	95,781,148	△ 62,179,118	35.1
経 費	278,108,000	102,288,857	37.0	124,887,859	△ 22,589,002	81.9	100,737,343	122,874,504	△ 21,937,163	82.1
減価償却費	720,115,000	392,657,500	50.0	349,115,999	13,942,500	104.0	360,057,500	349,115,999	13,942,500	104.0
資産減耗費	18,284,000	774	0.0	728,770	△ 727,996	0.1	774	728,770	△ 727,996	0.1
その他営業費用	20,000	439	2.2	1,748	△ 1,309	25.1	439	1,748	△ 1,309	25.1
支払利息	144,166,000	73,267,669	50.9	78,447,823	△ 5,079,654	89.5	73,267,669	78,447,823	△ 5,079,654	89.5
雑 支 出	325,000	0	0.0	223,867	△ 223,867	0.0	0	219,250	△ 219,250	0.0
消費税及び地方消費税	38,277,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0	—
固定資産売却損	100,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0	—
過年度損益修正損	3,427,000	1,039	0.0	0	1,039	—	990	0	990	—
予 備 費	1,000,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0	—
費 用 合 計	2,429,607,900	1,101,622,187	45.3	1,229,237,288	△ 118,415,212	90.3	1,076,714,216	1,189,845,880	△ 113,231,764	90.5
純 利 益							148,673,272	30,531,383	118,141,879	487.0

建設拡張工事進捗状況

平成23年9月30日現在

工 事 名	予定価格	契約額	繰上額	着工年月日	完成年月日 (予定)	進捗率	入札・ 随契別	担 手 方
(固定資産費 配水管新設工事費)								
樺本町 φ75mm配水管布設工事	8,413,400	(増額変更) 8,875,650	8,875,650	H23.08.01	H23.09.22	100%	随契	林福田設備
樺本町 φ50mm配水管布設工事	1,921,500	1,921,500	1,921,500	H23.05.19	H23.06.30	100%	随契	林福田設備
池之内町 φ50mm配水管布設工事	1,639,050	1,639,050	1,639,050	H23.09.01	H23.11.30	90%	随契	林加井工業
田原町 φ75mm配水管布設工事	1,497,300	1,289,400	1,289,400	H23.05.24	H23.07.31	100%	随契	佐藤水道工業所
蔵之庄町 φ50mm配水管布設工事	1,352,400	(増額変更) (工期変更) 1,474,200	1,474,200	H23.07.15	H23.10.31	90%	随契	本庄商会
(固定資産費 配水管改良工事費)								
川原城町 φ100mm配水管改良工事	2,451,350	(一部契約) (増額変更) 2,310,000	2,310,000	H23.05.29	H23.06.30	100%	入札	佐藤水道工業所
豊井町 耐震補強基幹管路改良工事(7)	72,240,000	(一部契約) 48,720,950		H23.10.01	H24.03.25	0%	入札	福岡建設
(固定資産費 調査・設計委託料)								
石上町、豊田町、豊井町、布留町地内 耐震補強基幹管路改良工事(9)設計業務委託	12,066,700	7,623,000	7,623,000	H23.06.27	H24.01.31	50%	入札	林ニュージャック建設事務所

建設拡張工事進捗状況

平成23年9月30日現在

工 事 名	予定価格	契約額	請負額	着工年月日	完成年月日 (予定)	進捗率	入札・ 発注別	担 手 方
(固定資産費 機械及び装置) 豊井町 豊井浄水場 原水濁度計設置工事	1,667,660	1,575,000	1,575,000	H23.06.30	H23.09.20	100%	入札	豊井町-4F2102-2F074-074第 関西サービスセンター
(固定資産費 調査・設計委託料) 豊井町 豊井浄水場管理棟及び清品棟耐震診断業務委託	8,602,660	5,232,150	5,232,150	H23.07.27	H23.12.20	30%	入札	日本上下水道設計㈱ 奈良出張所
(固定資産費 繰越配水管存設工事費) 小路町 内道路改良工事北大路線に伴うφ100～200mm配水管存設工事	21,531,300	21,531,300	21,531,300	H23.01.20	H23.11.30	80%	随契	㈱三国建設
(固定資産費 繰越配水管改良工事費) 別所町・三島町 耐震補強基幹管路改良工事(4)	76,387,500	46,075,050	46,075,050	H23.01.17	H23.05.31	100%	入札	菅野建設㈱
笠生町 国市道用地整理事業関係水管改良工事(4)2工区に伴う水道管移設工事及び1区 内工事	33,342,750	3,505,050	3,505,050	H22.12.16	H23.07.20	100%	随契	㈱阿徳建設
福住町 委託単独道路改良工事に伴う水道管移設工事	2,430,750	2,430,750	2,430,750	H22.12.15	H23.05.31	100%	随契	奈良県緑化土木協同組合
榎本町 道路修繕工事榎本間尾道路に伴う配水管移設工事	300,150	300,150	300,150	H23.03.18	H23.05.31	100%	随契	㈱今西工務店

平成23年度上半期天理市下水道事業報告書

(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、19,235戸となり、使用水量は4,407,643㎡となりました。

下水道事業の整備も終わりに近づき、水洗化率は伸びていますが、一般家庭の節水型家電の浸透や節水意識の向上等、下水道使用水量は僅かながら減少しています。

(建設改良)

建設拡張工事としては、萱生町地内で整備工事と、田部町での区画整理事業に伴う整備工事を行いました。現在は、小路町の整備工事を行っています。

また、嘉幡ポンプ場の第2期改修工事を平成22年度に引き続き23年度も行っています。

(経理状況)

経理面につきましては、経済状況の厳しい中、昨年度の使用料金の値上げにより使用料収入は約7%増加し、収入合計額は、下水道使用料、他会計負担金及び他会計補助金等で1,251,778,783円となりました。

費用は、污水管の整備が進んでいることもあり、減価償却費が損益計算に大きな影響を及ぼし、企業債残高も261億円余りと、毎年の元利償還金が大きな負担となっています。支出合計は流域下水道維持管理負担金、減価償却費及び支払利息等で1,264,960,682円となりました。

この結果、上半期で13,181,899円の純損失となっています。

今後も一層の経営努力により経費の削減に努め、下水道の普及を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
臨 時 第 1 回	議 案 第 29 号	天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	H23. 05. 17
定 例 第 2 回	報 告 第 4 号	平成22年度天理市下水道事業会計経費繰越計算書	H23. 06. 10
定 例 第 2 回	報 告 第 5 号	平成22年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	H23. 06. 10
定 例 第 2 回	議 案 第 33 号	天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	H23. 06. 23
定 例 第 3 回	認定案第10号	平成22年度天理市下水道事業会計決算認定について	H23. 09. 21

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
平成23年4月1日	平成23年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	平成23年4月1日
平成23年5月30日	平成23年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請	国土交通大臣	平成23年7月1日

(4) 職員に関する事項

平成23年9月30日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	技能員	再任用職員	計
職員数	3	7	1	2	13

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額100万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備考
(22年度繰越)		
萱生町地内污水管布設工事	59,705,100	
萱生町地内水道管移設補償	5,708,000	
萱生町地内水道管移設補償	7,258,000	
萱生町地内水道管移設補償	8,809,000	
嘉幡雨水ポンプ場施設更新工事委託	66,000,000	
福住町地内污水管布設工事	3,381,000	
田部町污水管布設工事	2,065,350	
田部町污水枡設置工事	1,050,000	
萱生町地内污水管布設工事	1,870,050	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
9 月 末 排 水 戸 数 (戸)	19,235	18,942	293	101.5
上 半 期 使 用 水 量 (m ³)	4,407,643	4,440,709	△ 33,066	99.3

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,251,778,783	1,190,315,681	61,463,102	105.2
営 業 収 益	679,363,003	650,042,121	29,320,882	104.5
営 業 外 収 益	572,415,780	540,263,792	32,151,988	106.0
特 別 利 益	0	9,768	△ 9,768	0.0

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1,264,960,682	1,263,989,957	970,725	100.1
営 業 費 用	949,900,706	936,445,693	13,455,013	101.4
営 業 外 費 用	315,059,976	327,544,264	△ 12,484,288	96.2
特 別 損 失	0	0	0	0.0
予 備 費	0	0	0	0.0

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	2,519,379,000	1,278,619,901	1,240,759,099
	営 業 収 益	1,418,698,000	706,203,316	712,494,684
	営 業 外 収 益	1,100,680,000	572,416,585	528,263,415
	特 別 利 益	1,000	0	1,000
支 出	下 水 道 事 業 費 用	2,729,413,000	1,280,048,474	1,449,364,526
	営 業 費 用	2,055,659,000	964,988,498	1,090,670,502
	営 業 外 費 用	672,349,000	315,059,976	357,289,024
	特 別 損 失	1,305,000	0	1,305,000
	予 備 費	100,000	0	100,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入	1,092,562,000	222,220,400	870,341,600
	(うち、繰越分)	128,250,000	35,300,000	92,950,000
	企 業 債	258,400,000	35,300,000	223,100,000
	(うち、繰越分)	82,200,000	35,300,000	46,900,000
	負 担 金	54,755,000	5,052,900	49,702,100
	補 助 金	763,407,000	179,172,000	584,235,000
	(うち、繰越分)	46,050,000	0	46,050,000
支 出	長期貸付金回収金	6,000,000	2,695,500	3,304,500
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
	下水道事業資本的支出	1,926,656,300	867,156,121	1,059,500,179
	(うち、繰越分)	142,371,300	128,375,750	13,995,550
	建 設 改 良 費	472,673,300	152,092,379	320,580,921
	(うち、繰越分)	142,371,300	128,375,750	13,995,550
	長 期 貸 付 金	10,000,000	3,620,000	6,380,000
出	企 業 債 償 還 金	1,437,983,000	711,443,742	726,539,258
	その他資本的支出	6,000,000	0	6,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
26,812,040,455	35,300,000	711,443,742	26,135,896,713

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成23年度上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	654,951,466		
(2) 他会計負担金	24,187,687		
(3) その他営業収益	223,850		
(4) 雑収益	<u>0</u>	679,363,003	
2 営業費用			
(1) 管渠費	21,350,473		
(2) 農業集落排水施設維持費	3,972,513		
(3) 雨水ポンプ場費	6,407,669		
(4) 流域下水道維持管理負担金	263,823,898		
(5) 業務費	14,149,718		
(6) 総係費	38,622,575		
(7) 減価償却費	<u>601,573,860</u>	<u>949,900,706</u>	
営業損失			270,537,703
3 営業外収益			
(1) 受取利息	0		
(2) 他会計補助金	572,337,000		
(3) 雑収益	<u>78,780</u>	572,415,780	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	<u>315,059,976</u>	<u>315,059,976</u>	<u>257,355,804</u>
経常損失			13,181,899
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期純損失			13,181,899
前年度繰越欠損金			<u>193,152,934</u>
当期末処理欠損金			<u>206,334,833</u>

平成23年度上半期天理市下水道事業貸借対照表

(平成23年9月30日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		137,328,938	
ロ 建 物	159,191,412		
減価償却累計額	<u>6,146,530</u>	153,044,882	
ハ 構 築 物	42,284,148,993		
減価償却累計額	<u>1,559,580,213</u>	40,724,568,780	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,267,769,413		
減価償却累計額	<u>114,853,758</u>	1,152,915,655	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	212,835		
減価償却累計額	<u>196,872</u>	15,963	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	231,705		
減価償却累計額	<u>194,596</u>	37,109	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>225,607,294</u>	
有形固定資産合計			42,393,518,621

(2) 無形固定資産

地 上 権		176,102	
電 話 加 入 権		260,000	
施 設 利 用 権		<u>2,070,288,789</u>	
無形固定資産合計			2,070,724,891

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		10,580,460	
ロ 基 金		<u>40,344,040</u>	<u>50,924,500</u>
固定資産合計			44,515,168,012

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		671,191,736	
(2) 未 収 金		185,447,167	
(3) その他流動資産		<u>20,620,497</u>	

流動資産合計			<u>877,259,400</u>
資 産 合 計			<u>45,392,427,412</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金

15,930,117

固定負債合計

15,930,117

4 流動負債

(1) 未払金

94,141,070

(2) その他流動負債

449,145,830

流動負債合計

543,286,900

負債合計

559,217,017

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金

3,233,170,601

(2) 借入資本金

イ 企業債

26,135,896,713

借入資本金合計

26,135,896,713

資本金合計

29,369,067,314

6 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,902,184,231

ロ 受益者負担金

362,318,942

ハ 国庫補助金

11,225,517,524

ニ 県補助金

1,336,897,857

ホ 他会計補助金

808,048,863

ヘ 他会計負担金

35,510,497

資本剰余金合計

15,670,477,914

(2) 欠損金

イ 当期末処理欠損金

206,334,833

欠損金合計

206,334,833

剰余金合計

15,464,143,081

資本合計

44,833,210,395

負債資本合計

45,392,427,412

収益的収支に係る予算の執行状況図

損益収支 (水道事業会計)

平成23年9月30日現在

科 目	予 算 額 円	上 半 期 (税込額)		比 較		上 半 期 (税込額)		比 較	
		執 行 額 円	執行率 %	前年度執行額 円	増 減 円	比 率 %	執 行 額 円	前年度執行額 円	増 減 円
給 水 収 益	2,388,201,000	1,247,189,488	52.2	1,225,447,590	21,741,898	101.8	1,197,463,275	1,178,162,975	21,270,300
受託工事収益	12,888,000	23,593,700	185.8	33,939,150	△ 10,345,450	89.5	23,509,090	33,886,100	△ 10,377,010
その他営業収益	2,894,000	874,256	33.8	6,429,889	△ 5,555,633	13.8	874,251	8,429,887	△ 5,555,636
受 取 利 息	8,580,000	303,413	4.8	352,876	△ 49,463	86.9	303,413	352,876	△ 49,463
他会計補助金	6,198,000	2,930,000	47.3	3,252,000	△ 322,000	90.3	2,930,000	3,252,000	△ 322,000
雑 収 益	208,000	322,893	156.7	381,203	△ 58,310	84.7	307,549	383,535	△ 55,986
固定資産売却益	10,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0
過年度損益修正益	1,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0
収 益 合 計	2,416,488,000	1,275,215,751	52.8	1,269,802,678	5,413,073	100.4	1,225,307,488	1,220,477,373	4,830,115
原水及び浄水費	982,007,000	465,040,045	47.4	501,063,542	△ 36,023,497	92.8	444,485,908	478,778,050	△ 34,292,142
配水及び給水費	190,870,000	66,022,838	34.8	68,489,807	△ 2,467,131	98.4	64,481,205	67,218,887	△ 2,737,682
受託工事費	52,753,800	35,044,828	66.4	100,299,583	△ 65,254,755	34.9	33,582,028	95,781,346	△ 62,199,318
経 費 費	270,109,000	102,286,857	37.0	124,867,859	△ 22,581,002	81.9	100,737,343	122,874,598	△ 21,937,255
減価償却費	720,115,000	360,057,599	50.0	346,115,000	13,942,599	104.0	360,057,500	346,115,000	13,942,500
資産減耗費	18,394,000	774	0.0	728,770	△ 727,996	0.1	774	728,770	△ 727,996
その他営業費用	20,000	439	2.2	1,748	△ 1,309	25.1	439	1,748	△ 1,309
支払利息	144,188,000	73,387,889	50.9	78,447,823	△ 5,079,834	93.5	73,367,869	78,447,823	△ 5,079,834
雑 支 出	335,000	0	0.0	223,957	△ 223,957	0.0	0	219,250	△ 219,250
消費税及び地方消費税	39,277,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0
固定資産売却損	100,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0
過年度損益修正損	3,427,000	1,038	0.0	0	1,038	—	990	0	990
予 備 費	1,000,000	0	0.0	0	0	—	0	0	0
費 用 合 計	2,429,607,800	1,101,822,187	45.3	1,220,237,399	△ 118,415,212	90.3	1,078,714,216	1,189,945,990	△ 111,231,764
損 益 差							146,673,272	30,531,383	116,141,879

建設拡張工事進捗状況

平成23年9月30日現在

工 事 名	予定価格	契約額	請負額	着工年月日	完成年月日 (予定)	進捗率	入札・ 随契別	相 手 方
(固定資産費 配水管新設工事費)								
榑木町 φ75mm配水管布設工事	8,013,400	(増額変更) 8,875,450	8,875,450	H23.08.01	H23.09.22	100%	随契	榑福田設備
榑木町 φ50mm配水管布設工事	1,921,500	1,921,500	1,921,500	H23.05.10	H23.06.30	100%	随契	榑岡西設備
楢之内町 φ50mm配水管布設工事	1,639,050	1,639,050	1,639,050	H23.09.01	H23.11.30	90%	随契	榑加井工業
田部町 φ75mm配水管布設工事	1,497,300	1,289,400	1,289,400	H23.05.24	H23.07.31	100%	随契	佐藤水道工業所
蔵之庄町 φ50mm配水管布設工事	1,352,400	(増額変更) (工期変更) 1,474,200	1,474,200	H23.07.15	H23.10.31	90%	随契	本庄商会
(固定資産費 配水管改良工事費)								
川原城町 φ100mm配水管改良工事	3,451,350	(一括契約) (増額変更) 2,319,000	2,319,000	H23.05.26	H23.06.30	100%	入札	佐藤水道工業所
豊井町 新築補強基幹管路改良工事(7)	72,240,000	(一括契約) 43,720,950		H23.10.01	H24.03.25	0%	入札	榑岡建設
(固定資産費 調査・設計委託料)								
石上町、豊田町、豊井町、市留町地内 新築補強基幹管路改良工事(9) 設計業務委託	12,048,700	7,623,000	7,623,000	H23.06.27	H24.01.31	50%	入札	榑ニュー・ジャ・ク建設事務所

建設拡張工事進捗状況

平成23年9月30日現在

工 事 名	予定価格	契約額	請負額	着工年月日	完成年月日 (予定)	進捗率	入札・ 随契別	相 手 方
(固定資産費 機械及び装置) 豊井町 豊井浄水場 原水濁度計設置工事	1,867,660	1,575,600	1,575,600	H23.06.30	H23.09.20	100%	入札	関西サービスシステム
(固定資産費 調査・設計委託料) 豊井町 豊井浄水場管理棟及び配水機置置換業務委託	8,402,650	5,232,150	5,232,150	H23.07.27	H23.12.20	30%	入札	日本上下水道設計㈱ 奈良出張所
(固定資産費 繰越配水管布設工事費) 小島町 車道拡充工事北道路に伴う100mm配水管布設工事	21,531,300	21,531,300	21,531,300	H23.01.20	H23.11.30	80%	随契	㈱三國建設
(固定資産費 繰越配水管改良工事費) 別所町・三島町 耐震補強基幹管路改良工事(6)	74,387,500	48,075,050	48,075,050	H23.01.17	H23.05.31	100%	入札	菅野建設㈱
雲生町 都市計画道路雲生町内環状線(旧線)1.11区間の下水道管線工事及び改良工事	33,342,750	3,505,950	3,505,950	H22.12.14	H23.07.29	100%	随契	㈱岡根建設
堀江町 受託単独道路改良工事に伴う水道管移設工事	2,430,750	2,430,750	2,430,750	H22.12.15	H23.05.31	100%	随契	奈良県緑化土木協同組合
樺木町 道路修繕工事樺木町環状線に伴う配水管移設工事	360,150	360,150	360,150	H23.03.18	H23.05.31	100%	随契	㈱今西工務店

(平成23年11月14日揭示済)

天理市告示第361号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月14日から平成24年1月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月14日揭示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月14日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町541番地3先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月14日から平成24年1月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月15日揭示済)

天理市告示第363号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年11月15日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月15日から平成24年1月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月16日揭示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月16日から平成24年1月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月17日揭示済)

天理市告示第365号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月17日から平成24年1月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月18日揭示済)

天理市告示第366号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月18日から平成24年1月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月21日揭示済)

天理市告示第367号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月21日から平成24年1月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月22日揭示済)

天理市告示第368号

平成23年第2回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年11月22日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成23年11月30日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件
 - 天理市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

(平成23年11月22日揭示済)

天理市告示第369号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成23年11月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月22日から平成24年1月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月24日揭示済)

天理市告示第370号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年11月24日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成23年11月24日揭示済)

天理市告示第371号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月24日から平成24年1月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月24日揭示済)

天理市告示第372号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月24日
 - 3 移動対象区域
天理市遠田町584番地20先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月24日から平成24年1月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月25日揭示済)

天理市告示第373号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月25日から平成24年1月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年11月28日揭示済)

天理市告示第374号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年11月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月28日から平成24年1月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年11月29日揭示済）

天理市告示第375号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年11月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月29日から平成24年1月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年11月30日揭示済）

天理市告示第376号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月30日

天理市長 南 佳 策

1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成23年11月25日

2 調査を実施する者の名称 天理市

3 調査地域 天理市遠田町の一部の地域

4 調査期間 平成23年11月25日から平成24年3月30日まで

（平成23年11月30日揭示済）

天理市告示第377号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年11月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月30日から平成24年1月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年12月1日揭示済）

天理市告示第378号

平成23年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年12月1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成23年12月8日
- 2 場 所 天理市役所議事場

（平成23年12月1日揭示済）

天理市告示第379号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年12月1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成23年12月1日揭示済）

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年12月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年12月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成23年12月1日から平成24年1月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - （2）返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年12月1日揭示済）

天理市告示第381号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおりの違反広告物を保管したので告示する。

平成23年12月1日

天理市長 南 佳 策

整理 番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管 場所	
1	不動産 (大好評分譲中)	のぼり	1	小田中町	H23.9.6	H23.9.6	市役所 地下 駐車場	
		はり札	6	石上町	H23.9.14	H23.9.14		
			8	石上町	H23.9.15	H23.9.15		
2	三貴ホームサービス	ラック	1	東井戸堂町	H23.9.6	H23.9.6		
			1	二階堂上ノ庄町	H23.11.17	H23.11.17		
		はり札	9	三島町、別所町、 櫛本町、森本町	H23.9.15	H23.9.15		
			5	三昧田町、佐保庄町、 成願寺町	H23.9.16	H23.9.16		
		25	森本町、櫛町、櫛本町、 石上町、三島町、 川原城町、成願寺町	H23.11.17	H23.11.17			
3	不動産 (080-2451-0406)	はり札	3	荒蒔町	H23.9.8	H23.9.8		
4	不動産 (090-5155-5588)	立看板	1	二階堂上ノ庄町				
5	メモリーホーム	はり札	4	森本町、櫛本町	H23.9.15	H23.9.15		
			1	守目堂町	H23.9.16	H23.9.16		
			6	杉本町	H23.11.17	H23.11.17		
6	アパマンショップ	はり札	2	川原城町、櫛本町	H23.9.15	H23.9.15		
			2	川原城町	H23.9.16	H23.9.16		
			1	別所町	H23.11.17	H23.11.17		
7	賃貸のマサキ	はり札	11	三島町、別所町、 櫛本町、森本町	H23.9.15	H23.9.15		
			6	川原城町、三昧田町、 成願寺町、佐保庄町、 柳本町	H23.9.16	H23.9.16		
			1	柳本町	H23.11.17	H23.11.17		
8	金融（保証人）	はり札	1	櫛本町	H23.9.15	H23.9.15		
9	大東建託	はり札	1	別所町				
10	サンヨーホーム	はり札	2	櫛本町	H23.9.15	H23.9.15		
			2	川原城町、柳本町	H23.9.16	H23.9.16		
11	天理袋物	はり札	1	川原城町				
12	糸びす	はり札	1	川原城町				
13	ホームソリューション	はり札	1	田井庄町	H23.11.17	H23.11.17		
14	オープンハウス	はり札	1	指柳町				
15	不動産 (090-1962-5566)	立看板	3	櫛本町、石上町				
16	お食事処「良」	立看板	1	富堂町				
17	工事看板	立看板	1	富堂町				
18	近畿中央ビルド	のぼり	2	櫛本町				
19	クロネコヤマト	のぼり	8	櫛本町				

連絡先：天理市建設部まちづくり計画課（0743-63-1001：内線330）

（平成23年12月2日揭示済）

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年12月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年12月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年12月2日から平成24年1月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年12月2日揭示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。
平成23年12月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成23年11月20日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年12月2日から平成24年6月1日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743-63-7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成23年12月5日揭示済)

天理市告示第384号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成23年12月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年12月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年12月5日から平成24年2月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

公 告

(平成23年11月8日揭示済)

天理市公告第51号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

天理市川原城町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成23年11月8日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市川原城町地籍図及び天理市川原城町地籍簿
- 2 地図は、平成22年3月測量、簿冊は、平成23年3月25日現在の状況により作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成23年11月8日から平成23年11月28日まで 21日間
※上記期間の内 土曜日・日曜日・祝祭日は除く。ただし、11月12日（土）13日（日）は閲覧を行う。
- 4 閲覧場所 天理市役所 3階 監理課地籍調査推進室
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等の訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印鑑を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時までの間とする。

(平成23年11月10日揭示済)

天理市公告第52号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、奈良県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月10日

奈良県天理市長 南 佳 策

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
 - (1) 国土交通大臣起業に係る事業
一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」・奈良県大和郡山市伊豆七条町地内から同県天理市南六条町地内まで）
 - (2) 西日本高速道路株式会社起業に係る事業
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線改築工事（大和郡山ジャンクション（仮称）新設工事）
- 3 起業地
 - (1) 国土交通大臣起業に係る事業
 - イ 収用の部分
な ら け ん て ん り い ち み な み ろ く じ ょ う ま ち も と や ぎ ゅ う が た ち な い
奈良県天理市 南 六 条 町 元 柳 生 方 地 内
 - ロ 使用の部分
なし
 - (2) 西日本高速道路株式会社起業に係る事業
 - イ 収用の部分
な ら け ん て ん り い ち み な み ろ く じ ょ う ま ち も と や ぎ ゅ う が た ち な い
奈良県天理市 南 六 条 町 元 柳 生 方 地 内

ロ 使用の部分

な ら けんてんりいちみなみろくじょうまちもとやぎゅうがたちない

奈良県天理市 南 六 条 町 元 柳 生 方 地 内

4 縦覧場所 奈良県天理市川原城町605 天理市役所 建設部土木課

5 縦覧期間 公告の日から平成23年11月24日まで

(平成23年11月18日揭示済)

天理市公告第53号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成23年11月18日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成23年11月22日揭示済)

天理市公告第54号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項による大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成24年2月26日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、下記のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年11月22日

天理市長 南 佳 策

記

1 縦覧期間 平成24年1月4日から平成24年1月17日まで

2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時00分まで

3 縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 建設部まちづくり事業課 区画整理推進室

教育委員会

(平成23年11月29日揭示済)

天教告示第16号

平成23年12月6日午後1時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年11月29日

天理市教育委員会

委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成23年11月25日揭示済)

天農委告示第13号

平成23年12月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成23年11月25日

天理市農業委員会

会長 森 田 周 作

議案第1号 農地法3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法4条に関する許可申請について

議案第3号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成23年11月9日揭示済)

天選告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年12月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおり

である。

平成23年11月9日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

縦覧場所

天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年12月2日揭示済)

天選告示第58号

平成23年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数	1,067人
6分の1の数	8,892人
3分の1の数	17,783人

公 営 企 業

(平成23年11月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第6号

総合評価落札方式一般競争入札について

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年11月8日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 下水道(管路施設)長寿命化対策基本構想及び長寿命化計画策定業務委託
- (2) 委託場所 天理市公共下水道計画区域内
- (3) 委託概要

(設計業務)

下水道(管路施設)長寿命化対策基本構想策定 A=1,400ha

下水道(管路施設)長寿命化計画策定 A=80ha

(調査業務)

管路調査工(TVカメラ調査) φ800mm未満 L=2,300m

φ800mm以上 L=700m

- (4) 履行期限 平成24年3月30日まで
- (5) 予定価格 21,655,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 落札者の決定 総合評価落札方式による
- (9) その他 低入札価格調査基準価格を設定し、別に定める履行確実性の審査及び評価を行うものとする。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に入札参加資格審査申請書（測量及び建設コンサルタント等委託業務）を提出している者のうち、建設コンサルタント業務（下水道部門）の登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より競争入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなす。
- (7) 公告日現在において、近畿圏（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県、三重県）内の本店、支店又は営業所において、技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」又は上下水道部門「下水道」）の資格を有する技術者を1名以上配置していること。
- (8) 過去5箇年（平成18年4月1日から公告日まで。以下同じ。）に受注した（履行期間中の業務を含む。）下水道管路施設又は下水道法に基づく終末処理場に係る「長寿命化対策基本構想策定」と同種の業務〔注1〕（以下「同種業務(1)」という。）及び過去5箇年に履行完了した下水道管路施設に係る「長寿命化計画策定」と同種の業務〔注2〕（以下「同種業務(2)」という。）の元請実績を各1件以上有すること。
- （1件の業務に同種業務(1)と(2)の内容を含む場合は履行完了したもののみ可）
- 〔注1〕「長寿命化対策基本構想策定」と同種の業務とは、下水道管路施設又は下水道法に基づく終末処理場の「再構築基本計画策定」「施設管理計画基本構想策定」「(改築・更新に係る)維持管理基本計画策定」等、ストックマネジメントやアセットマネジメント構築手法を用いて、劣化予測、必要事業量の把握及び投資計画や点検・調査計画の策定など、施設管理における経営的な視点に立った中長期に亘る計画の策定に関する業務をいう。
- 〔注2〕「長寿命化計画策定」と同種の業務とは、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(国土交通省)等に基づく下水道管路施設の長寿命化計画策定を目的とする業務をいう。
- (9) 次の要件をすべて満たす技術者を配置できること。
- ① 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」又は上下水道部門「下水道」）の資格を有し、過去5箇年に同種業務(1)又は同種業務(2)に、管理技術者又は担当技術者として従事し、履行完了した実績を有する者
 - ② 担当技術者（2名まで）は、技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」又は上下水道部門「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者（2名を配置する場合は、1名が有資格であれば可。）
 - ③ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」又は上下水道部門「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者で、過去5箇年に管理技術者又は担当技術者又は照査技術者として、下水道計画又は下水道設計業務に従事し、履行完了した実績を有する者
 - ④ 各技術者の兼務は不可とする。また、配置される技術者は、直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、入札の申請があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

第3 入札手続き等

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付方法
- ① 交付期間 平成23年11月8日（火）から平成23年11月18日（金）
 - ② 交付方法 天理市上下水道局のホームページからダウンロードして下さい。
(<http://www4.kcn.ne.jp/~tnrsoumu/>)
- (2) 競争入札参加資格の確認
- この業務の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり局に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- ① 提出期間 平成23年11月8日（火）から平成23年11月18日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ② 提出場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 経営課 企画係
 - ③ 提出部数 各1部

- ④ 提出方法 持参に限ります。
- (3) 設計図書等の貸与
競争入札参加資格確認申請書等の受付時に設計図書等を貸与します。
 - ① 日 時 (2)の①に同じ。
 - ② 場 所 (2)の②に同じ。
 - ③ その他 貸与を受けた設計図書等は12月8日(木)までに郵送又は持参により返却するものとする。
- (4) 設計図書等に対する質疑の受付及び回答
入札に参加しようとする者は、設計図書等について質疑がある場合は、指定の様式に必要事項を記入し、受付期限までに提出するものとする。
(質疑がない場合は、提出する必要はありません。)
 - ① 受付期限 平成23年11月21日(月)正午まで
 - ② 提出方法 F A Xにより提出するものとする。
(送付後、下記担当課まで送付確認の電話連絡をお願いします。)
 - ③ 送 付 先 天理市上下水道局 経営課 企画係 行
F A X 0743-63-7159 電話 0743-63-1001 内線811
 - ④ 質疑に対する回答 質疑がある場合のみ、全社に同じ回答をF A Xで送付します。
回答日 平成23年11月22日(火) 午後5時まで
- (5) 技術提案書の提出
 - ① 提出期間 平成23年11月24日(木)から平成23年11月25日(金)まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)尚、期限を過ぎて提出されたものは無効とするものとする。
 - ② 提出場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 経営課 企画係
 - ③ 提出部数 各1部(ただし、様式3、様式4-1、様式4-2は別に5部提出すること。コピー可)
 - ④ 提出方法 持参に限ります。
- (6) 競争入札参加資格の有無の確認結果及び技術提案書の提出者に対する適否の通知
競争入札参加資格の有無の確認結果及び技術提案書の適否の審査結果については、平成23年12月1日(木)にF A Xにより通知します。
- (7) 入札書の提出
 - ① 到着期限 平成23年12月8日(木)まで
 - ② 提出方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとし、指定の郵便入札送付票を貼付し、到着期限までに郵便事業株式会社天理支店留で送付するものとする。
- (8) 開札の日時及び場所
 - ① 開札日時 平成23年12月9日(金) 午前10時00分
 - ② 開札場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 1階会議室
- (9) 入札金額の記載方法
入札は総計金額で行います。入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。また、入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更又は取り消すことはできません。
- (10) 入札執行回数 入札執行回数は1回とする。
- (11) その他
開札の傍聴を希望される場合は、期限までに指定の開札傍聴申込書を提出して下さい。
申込書提出期限 平成23年12月8日(木)午後5時まで

第4 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、次項(2)の総合評価の方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者を落札者とします。ただし、落札者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、一時保留し、学識経験者の意見聴取及び天理市上下水道局総合評価審査委員会及び天理市上下水道局業者選定等審査会の議を経て、落札者を決定します。また、入札価格が予定価格を超える場合は失格となります。
- (2) 総合評価の方法
ア 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の同項イ及びウによって得られた価格評価

点と技術評価点の合計値である評価値をもって行うこととし、算出方法は以下のとおりとします。

評価値の算出方法 評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法 入札価格に対する価格評価点は最高30点とします。

価格評価点＝30点×（1－入札価格／予定価格※）

※消費税及び地方消費税を除いた価格

ウ 技術評価点の算出方法 技術評価点は最高60点とします。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

エ 技術提案評価の履行の確保

本業務の受注者は、契約後に技術提案書の内容を満たす業務計画書を提出し、必ず履行しなければなりません。

（3） 技術評価点を算出するための評価基準

技術提案等の評価項目、評価の着目点並びに配点は別表のとおりです。

（4） 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札条件に違反した入札は、無効とします。

（5） 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

（6） その他

詳細は、入札説明書によります。また、本入札に係る一切の費用は、すべて入札参加者の負担とします。

第5 問い合わせ先 天理市上下水道局 経営課 企画係 電話 0743-63-1001(内線811)
別表

技 術 評 価 基 準

評価項目	評価内容			技術点	
	判断基準			小計	合計
配置予定技術者の技術力	管理技術者	技術者資格等	下水道部門における有資格の状況	3	20
		業務執行技術力(業務経験・業務実績)	平成18年4月1日から公告日までに履行完了した同種業務の業務実績	4	
	担当技術者	技術者資格等	下水道部門における有資格の状況	3	
		業務執行技術力(業務経験・業務実績)	平成18年4月1日から公告日までに履行完了した同種業務の業務実績	4	
	照査技術者	技術者資格等	下水道部門における有資格の状況	3	
		業務執行技術力(業務経験・業務実績)	平成18年4月1日から公告日までに履行完了した同種業務の業務実績	3	
業務方針等	業務理解度	実施方針の妥当性と的確性	業務の実施方針について、目的、内容の理解度について、評価を行う。	6	12
		業務フローの妥当性と的確性	実施手順を示す業務フロー等の妥当性と的確性について、評価を行う。	6	
評価テーマに関する技術提案	①「基本構想策定業務」における管路点検・調査計画(案)の策定について	優先度評価の検討手法について、評価を行う。		6	24
		調査ブロック及び調査頻度の設定方法について、評価を行う。		6	
	②「基本構想策定業務」における投資計画(案)の策定について	健全率予測式の設定方法について、評価を行う。		6	
		管理目標値の設定方法について、評価を行う。		6	
合 計					56

(平成23年11月25日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第11号

天理市水道水源保護条例施行規程（平成14年6月天理市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改

正する。

平成23年11月25日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表環境基準の項中

「

カドミウム	1リットルにつき0.01ミigram以下	を
-------	----------------------	---

」

「

カドミウム	1リットルにつき0.003ミigram以下	に改める。
-------	-----------------------	-------

」

附 則

この規程は、平成23年11月25日から施行する。

(平成23年11月30日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第12号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年4月天理市水道ガス部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年11月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表を次のように改める。

別表

企業職給料表

職 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円
	1		135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	413,000
	2		136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	415,500
	3		137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	418,000
	4		139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	420,500
	5		140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	422,400
	6		141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	424,700
	7		142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	426,900
	8		143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	429,100
	9		144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	431,200
	10		145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	433,300
	11		147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	435,400
	12		148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	437,600
	13		149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	439,500
	14		151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	441,400
	15		152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	443,400
	16		154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	445,400
	17		155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	447,300
	18		157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	449,100
	19		158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	450,900

平成23年12月10日 土曜日

天理市公報

再 用 員 外 職 員	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	

平成23年12月10日 土曜日

天理市公報

60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
86	239,700	294,800	343,200	383,900			
87	240,400	295,100	343,700	384,500			
88	241,100	295,500	344,200	385,100			
89	241,900	295,800	344,600	385,800			
90	242,400	296,200	345,100	386,400			
91	242,900	296,600	345,600	387,000			
92	243,400	297,000	346,100	387,600			
93	243,700	297,100	346,300	388,300			
94		297,500	346,800				
95		297,900	347,300				
96		298,300	347,800				
97		298,500	347,900				
98		298,900	348,400				
99		299,300	348,900				

	100		299,700	349,400					
	101		299,900	349,700					
	102		300,300	350,100					
	103		300,700	350,500					
	104		301,100	350,900					
	105		301,300	351,400					
	106		301,600	351,800					
	107		302,000	352,200					
	108		302,400	352,600					
	109		302,600	353,100					
	110		303,000	353,500					
	111		303,400	353,900					
	112		303,700	354,200					
	113		303,800	354,700					
	114		304,200						
	115		304,600						
	116		305,000						
	117		305,200						
	118		305,500						
	119		305,800						
	120		306,100						
	121		306,500						
	122		306,800						
	123		307,100						
	124		307,400						
	125		307,800						
再任用 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年11月30日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第13号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程（平成18年3月天理市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年11月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

附則第5項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、天理市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例（平成23年11月天理市条例第50号）第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第24条第1項から第3項まで若しくは第6項又は天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（以下第1号において「給与規程」という。）附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外のもの又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（給与規程附則第5項の規定の適用を受けず、かつ、天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程（平成18年3月水道局管理規程第1号）附則第5項の規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この号及び次号において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
企業職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。